コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領

制定：令和６年４月日付け全米輸第号

第１　趣旨

この要領は、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）が農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちコメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業公募要領（令和５年11月30日付け5農産第3278号農林水産省農産局長通知）別表１の１及び２の事業の補助金交付候補者になったことを受け、当該事業の取組を推進する際の、実施計画及び輸出拡大計画の申請及び補助金の受領等に必要な手続き等を定める。

本事業の推進に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和４年12月２日付け４輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。）及びコメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業実施要領（令和３年１月28日２政統第1929号農林水産省政策統括官通知。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第２　用語の定義

１　戦略的輸出事業者

戦略的輸出事業者とは、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」（平成29年９月８日公表。以下「ＫＫＰ」という。）において、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として、農林水産省ホームページに掲載・特定された者をいう。

【参考：https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome\_

yusyutu/kome\_yusyutu.html】

２　戦略的輸出基地（産地）

戦略的輸出基地とは、ＫＫＰにおいて、輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地（法人・団体等）として、農林水産省ホームページに掲載・特定された者をいう。

【参考：https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome\_

yusyutu/kome\_yusyutu.html】

第３　事業の内容

本事業の事業内容は、別表１の第１欄に掲げるとおりとする。

第４　補助対象経費等

１　補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表２に掲げるものの範囲内で、別紙１～４で定めるものとする。なお、別紙１～４で補助対象経費として定めた費目の経費以外で、必要な経費が生じた場合は全米輸と協議の上、別表２に掲げるものの範囲内で、支援対象とすることができる。

ただし、借上げ費について、リースを行う場合にあっては、リース料助成金の額は、次の算式①により算出するものとし、借り上げる機器等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては、算式②によるものとする。

算式①：助成金の額＝リース価格（税抜き）×１／２以内

算式②：助成金の額＝リース価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内

この場合のリース期間は、当該機器等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース期間を365日で除した数値の小数点以下第３位を四捨五入して小数第２位で表した数値である。また、申請額は、算出された額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

２　申請できない経費

１の規定にかかわらず、次の経費は、本事業の実施に必要であっても、申請できないものとする。

（１）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当）

（２）本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（３）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

（４）飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓代を含む。）

（５）査証又はパスポートの取得及び傷害保険等任意保険（本事業の実施に要する適切な価格の損害賠償保険料を除く。）の加入に要する経費

（６）宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費

（７）本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンター、デジタルカメラ等）に要する経費

（８）戦略的輸出事業者又は戦略的輸出基地（産地）（以下「ＫＫＰ事業者」という。）が実施する他の事業と区分できない経費

（９）本事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費

（10）国（農林水産省、他省庁）の補助を受けている取組に係る経費

第５　事業の成果目標

成果目標は、事業終了年度から起算して３年以内に達成するものとする。また、成果目標は、実施計画及び輸出拡大計画に記載するものとする。

第６　補助率

本事業の補助率については、別表１の第２欄に掲げるとおりとする。

第７　実施計画書の提出のための要件

１　別紙１～４でそれぞれ定める実施計画を提出する者は、以下の要件を満たすものとする。

（１）ＫＫＰ事業者であること。ただし、戦略的輸出基地（産地）については、別表１の第１欄に掲げる事業のうち３及び４の事業に限り提出することができるものとする。

（２）ＫＫＰ事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

（３）事業費のうちＫＫＰ事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

（４）戦略的輸出事業者にあっては、ＫＫＰにおいて、2025年の輸出拡大に向けた目標及び具体的な販売戦略を設定、提出済みであること。

（５）農林水産物・食品輸出プロジェクト（ＧＦＰ）に登録していること。

【参考：[https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/】](https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/%E3%80%91)

（６）ＫＫＰ事業者（第11の２に定める管理運営者を含む。）にあっては、本補助事業に関して、国の行政機関の職員又は全米輸の職員が行う調査又は検査に対して協力すること。

（７）ＫＫＰ事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は

役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

２　別表１の第１欄に掲げる事業のうち３（海外実需者の求めに応じて残留農薬等の分析を行う場合を除く。）以外のものについては、実施計画の取組要件は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

（１）新たな国・地域向けの輸出に係る取組

ＫＫＰ事業者の取組が、新たな国・地域向けの輸出に必要な規制等に対応するための取組であること。

（２）販売拡大等により一定以上輸出を増加させる取組

ＫＫＰ事業者の関連する輸出拡大計画において、令和６年における事業実施国・地域向けの目標数量が対前年比８％以上増加するものであり、かつ、販路が確保されているなど目標達成に向けたものであること。

第８　事業実施手続

１　実施計画の提出及び審査

ＫＫＰ事業者は、全米輸が別紙１～４に定めるところにより、実施計画を作成し、全米輸に提出する。全米輸は、農林水産省と協議の上、実施計画を審査し、輸出先国の規制等への対応のために必要と認められる場合であって、商流の確保が見込まれる場合に承認するものとする。なお、実施計画を変更する必要が生じた場合は、速やかに全米輸に連絡するとともに、全米輸に実施計画の変更申請を行うものとする。

２　輸出拡大計画の提出

ＫＫＰ事業者は、第７の２の（２）の取組について、本事業による支援を受けようとするときは、あらかじめ「輸出拡大計画の承認申請」（様式１－１号）及び関係書類（添付書類を含む）を作成し、全米輸に提出する。

３　輸出拡大計画の審査

全米輸は、ＫＫＰ事業者が提出した輸出拡大計画について別表３の審査項目に基づき審査を行い、農林水産省と協議の上、輸出拡大計画を採択する。

４　審査結果の通知

全米輸は、３の審査結果を「輸出拡大計画の審査結果」（様式１－２号又は様式１－３号）によりＫＫＰ事業者に通知する。

５　事業の着手

事業の着手は、原則として、１の実施計画の承認の日からとする。

６　輸出拡大計画の変更等の申請及び承認

ＫＫＰ事業者は、２の輸出拡大計画を変更する場合又は中止若しくは廃止する必要が生じた場合は、「輸出拡大計画の変更（中止又は廃止）の承認申請について」（様式２－１号）を全米輸に提出する。

全米輸はＫＫＰ事業者から提出があった書類を審査、農林水産省と協議し、事業計画の変更（中止又は廃止）を承認し、「輸出拡大計画の変更（中止又は廃止）の承認通知」（様式２－２号）によりＫＫＰ事業者に通知する。

７　事業の委託

（１）ＫＫＰ事業者は、他の者に本事業の一部又は全部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を、実施計画の経費内訳の欄に記載することにより、全米輸の承認を得るものとする。

①　委託先が決定している場合は委託先名

②　委託する事業の内容及びそれに要する経費の積算

（２）ＫＫＰ事業者は、委託先及び委託に要する経費について、原則として、３社以上の相見積もりを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。

相見積もりを取らない場合、又は最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

（３）ＫＫＰ事業者は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利をＫＫＰ事業者に帰属させるものとする。その上で、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

８　実施報告及び補助金支払の申請

（１）４により、実施計画の承認の通知を受けたＫＫＰ事業者は、事業完了後速やかに、様式３－１号関係の別紙を作成し、全米輸に提出するものとする。また、事業完了分の支払いを受けようとするときは、「コメ・コメ加工品規制対応事業実施報告書及び支払申請書」（様式３－１号）を作成し、全米輸に提出するものとする。

なお、第７の２の（２）に該当する取組（（５）のただし書きにより前年の輸出実績を下回らない範囲で目標を変更した場合を含む。以下同じ。）については、以下のとおり実施報告等を行うものとする。なお、別表１の第１欄に掲げる事業のうち１のくん蒸経費支援については、共同くん蒸を行った輸出事業者のいずれかが目標数量を達成している場合は、「コメ・コメ加工品規制対応事業実施報告書及び支払申請書」（様式３－１号）により報告を行うものとする。

①　事業実施国・地域向けの輸出実績が輸出拡大計画で定めた目標数量を達成できた場合

全米輸が別途通知する期間に、「コメ・コメ加工品規制対応事業実施報告書及び支払申請書」（様式３－１号）を作成し、全米輸に提出するものとする。

②　災害その他やむを得ない理由がなく、事業実施国・地域向けの輸出実績が輸出拡大計画の目標数量を達成できなかった場合

目標の達成ができないことが明らかとなったときは速やかに、「コメ・コメ加工品規制対応事業実施報告書」（様式３－２号）を作成し、全米輸に提出するものとする。

（２）ＫＫＰ事業者は、（１）の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（３）（２）のただし書により補助金支払の申請をしたＫＫＰ事業者は、（１）の規定に基づく「実施報告書及び支払申請書」を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したＫＫＰ事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を「消費税仕入控除税額報告書」（様式４号）により速やかに全米輸に報告するとともに、全米輸の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の５月31日までに、同様式により全米輸に報告しなければならない。

（４）ＫＫＰ事業者は、（１）の申請書を提出するに当たって、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について還付を受けている場合は、これを減額して申請しなければならない。なお、ＫＫＰ事業者は、全米輸への補助金支払の申請後又は全米輸による補助金支払後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、（３）に準じて全米輸に報告するとともに、全米輸の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（５）全米輸は、（１）の補助金支払の申請があったときは、審査の上、補助金を支払うべき額を確定したときは「支払通知書」（様式５号）によりＫＫＰ事業者に補助金の支払通知を行うものとする。

このうち、第７の２の（２）に該当する取組については、予算額の範囲内で、輸出拡大計画の合計ポイントの高いものから順番に審査の上、補助金を支払うべき額を確定し、補助金の支払通知を行うものとする。

この場合、輸出拡大計画の合計ポイントが同一であるときは、事業実施国・地域向けの輸出額がより増加したものを優先するものとする。

なお、第７の２の（２）に該当する取組であって、当該国・地域向けの輸出実績が輸出拡大計画で定めた目標数量を達成できなかった場合は支援対象外とする。ただし、災害その他事業開始時点では予期できない事態が生じ輸出が困難となるなどやむを得ない状況となった場合は、令和６年における当該国・地域向けの目標数量を令和５年の同国・地域向けの輸出実績を下回らない範囲で修正の上、当該修正後の目標数量を達成することで支援対象となることができる。

（６）（５）のただし書きにより目標数量の修正を行う場合は、ＫＫＰ事業者は（１）の補助金支払の申請前に、やむを得ない状況に係る説明を添えて、「輸出拡大計画の変更の承認申請について」（様式２－１号）」を全米輸に提出する。

全米輸は、ＫＫＰ事業者から提出があった書類を審査、農林水産省と協議し、その内容が妥当であると認められるときは、輸出拡大計画の変更を承認し、「輸出拡大計画の変更の承認通知」（様式２－２号）によりＫＫＰ事業者に通知する。

（７）ＫＫＰ事業者は、（５）の規定による額の支払通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、全米輸に対し当該経費を減額して作成した「実施報告書及び支払申請書」を（１）に準じて提出するものとする。

（８）全米輸は、（７）に基づき「実施報告書及び支払申請書」の提出を受けた場合は、（５）に準じて改めて額の確定を行うものとする。

また、全米輸は、ＫＫＰ事業者に支払うべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（９）（８）の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第９　事業成果の報告

ＫＫＰ事業者は、原則として、事業終了年度の翌年度から起算して３年間、毎年度、事業成果について、「事業成果報告書」（様式６号）を作成し、７月末までに全米輸に報告するものとする。

また、設定した目標（実施計画においては輸出数量の目標、輸出拡大計画においては輸出拡大目標）に対する事業成果について、達成状況等の要因を分析するとともに、当該目標が達成されない場合は、全米輸の指導・助言を受けるなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第10　支払通知の取消し等

１　全米輸は、次に掲げる場合には、農林水産省と協議の上、第８の８の（５）の「支払通知書」（様式５号）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）ＫＫＰ事業者が、法令による処分若しくはこの要領等に基づく全米輸の指示等に違反した場合又は全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会定款第３条の目的を害する恐れがある場合

（２）ＫＫＰ事業者が、補助金を本事業以外の目的・用途に使用した場合

（３）ＫＫＰ事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

（４）事業額の一部について、本事業の助成を受け、自己負担すべき残余分について、農林水産省による助成金を含む他の助成金で充当した場合

（５）実施計画承認後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　全米輸は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が支払われているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　全米輸は、１の（１）から（４）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　２の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第11　財産の管理等

１　ＫＫＰ事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業計画完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等の管理は、原則として、ＫＫＰ事業者が行うこととする。

ただし、ＫＫＰ事業者が取得財産等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、全米輸が適当と認める者に、取得財産等目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

３　取得財産等については、ＫＫＰ事業者において「財産管理台帳」（様式７号）に記載・登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業による購入物品である旨を明示するものとする。

４　取得財産等を処分することにより、収入がある又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を全米輸を通じて国に納付させることがある。

５　ＫＫＰ事業者がコメ・コメ加工品の輸出拡大のため、販売先企業等に取得財産等を貸し付ける場合は、当該貸付けを受ける企業等も同様の管理を行うものとする。

６　取得財産等について国庫補助金で購入する場合は、本事業の趣旨に即して適切な運用を図らなければならない。不適切な運用を行った場合は、第10の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

第12　財産処分の制限

１　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第４号の規定により農林水産　　大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第５条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３　ＫＫＰ事業者は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む）しようとするときは、あらかじめ「取得財産等の処分承認申請書」（様式８号）により全米輸の承認を受けなければならない。

４　３の処分にあたっては、第11の３の規定を準用する。

第13　補助金の経理

１　ＫＫＰ事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　ＫＫＰ事業者は、前項の収入及び支出について規則第３条第４号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業終了の実施年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、「財産管理台帳」（様式７号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

第14　その他

１　補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

２　補助事業による成果物の使用管理については、正当な理由がある場合を除き、農林水産省の指導に従うものとする。

３　ＫＫＰ事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり、輸出先国・地域の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに報告を行うこととする。

また、本事業の活用により支援を受けるＫＫＰ事業者は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行うこととする。

なお、当該報告及び情報提供を行ったことをもって、全米輸及び農林水産省が当該問題を解決することを約束するものではないことに留意すること。

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１事業内容 | 第２補助率 | 第３対象品目 | 第４手続等 |
| コメ・コメ加工品規制対応事業として、次の１から４の取組を実施する。１　中国向け精米輸出に係るくん蒸等対応経費支援戦略的輸出事業者が中国向けに精米を輸出する際に生じる掛かり増し経費を支援する。２　海外へのコメ・コメ加工品輸出に係る規制対応経費支援戦略的輸出事業者が輸出先国・地域の規制への対応を図るために行うデータの収集や規制当局への協議、食品ラベル表示に当たって必要となる栄養分析等に要する経費を支援する。３　重金属・残留農薬等の分析費用支援ＫＫＰ事業者が輸出する日本産米を対象に重金属・残留農薬等の分析に要する経費を支援する。４　海外へのコメ・コメ加工品輸出に必要な認証取得等経費支援ＫＫＰ事業者が輸出拡大に取り組む際に必要となる認証取得等に取り組むための経費を支援する。 | 定額（ただし、海外実需者の求めに応じて行う残留農薬等の分析費用は1/2以内）定額定額（ただし、海外実需者の求めに応じて行う残留農薬等の分析費用は1/2以内）1/2以内 | コメコメ、コメ加工品（米菓、日本酒、包装米飯等、米粉及び米粉製品）コメ、米粉コメ、コメ加工品（米菓、日本酒、包装米飯等、米粉及び米粉製品） | 別紙１別紙２別紙３別紙４ |

別表２

補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 経費の内容等 | 注意点 |
| 旅費 | 　事業を実施するためにＫＫＰ事業者が行う各種活動の実施に必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）とする。既存の内規等に基づき、出張伺い、報告等を整理し、適正な経理処理を行うこと。内規等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行うこと。また、必要最小限の人数で実施し、出張報告には、いつ、誰と、どこで、何をしたかを記載したものを提出すること。なお、航空賃等については、安価なチケットの購入に努めること。 | * 鉄道のグリーン車等、航空機のビジネスクラス等の使用は認めない。
* 本事業での日当は補助対象としない。
* 実施計画を超過する出張者の人数及び宿泊数は補助対象としない。
 |
| 謝金 | 　事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った外部専門家等に対する謝礼に必要な経費とする。各種検討会における有識者等専門家に対する謝金、海外における試食会や日本食品フェア等の際に依頼する調理専門家への謝金を含む。内規がある場合は、内規等に基づいた支払を行うこと。内規等がない場合は、業務の内容に応じた常識の範囲を超えないことが妥当である旨説明できる資料を準備し、根拠に基づき単価を設定するものとする。実施計画等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる（この設定する　謝金単価によって、事業費を算出することとなる。）。謝金は源泉徴収（事業者において預かり金処理又は税務署に納付等）を行い、当該処理を示す資料を整理すること。 | * 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
* ＫＫＰ事業者の代表者及びＫＫＰ事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
 |
| 賃金 | 　事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、販売促進補助、調査の補助等）を目的として、ＫＫＰ事業者が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。　単価については、ＫＫＰ事業者の賃金支給規則や国･県･市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。実施計画等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなる。）。なお、ＫＫＰ事業者等の賃金支給規則等による場合であっても、第４の２において申請できない経費とされている経費については除外して申請する必要がある。 契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。また、源泉徴収（ＫＫＰ事業者において預かり金処理又は税務署に納付等）の状況を明らかにした書類を整備すること。 | * 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
* 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
* 実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。
* 賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「人件費の適正化通知」という。）によるものとする。
* ＫＫＰ事業者の代表者及びＫＫＰ事業者に従事する者に対する賃金は認めない。
 |
| 使用料及び賃借料 | 　事業を実施するために必要な会議室等の使用料、見本市等の小間借上げ料（見本市への出展経費、撤去費用等も含む。）、冷蔵庫等の備品や自動車等の賃借料の支払に要する経費とする。（本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等）を除く。） | * 使用・賃借期間が１年未満と見込まれるものに限る。なお、１年以上と見込まれるものについては、借上げ費とする。
* ＫＫＰ事業者が所有する会議室を使用する場合は、会場借料を支払うことは認めない。
 |
| 役務費 | 　事業を実施するために必要なそれだけでは本事業の成果とはなり得ない翻訳、通訳、設計、分析、試験、加工等を行うために必要な経費とする。 | * 民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
 |
| 印刷製本費 | 　事業を実施するために必要なパンフレット等産品のＰＲ資料、レシピ、アンケート用紙等の印刷、ポスターや報告書等の作成を行うために必要な経費とする。ブランドマークシールやラベルの作成・印刷に要する経費を含む。 |  |
| 広告宣伝費 | 　事業を実施するために必要な試食会等の会場装飾費、産品ＰＲのための広報媒体への広告等を行うために必要な経費とする。業界誌等への掲載費、車両・車内広告、パンフレット、ＤＶＤの作成等を行うための経費を含む。 |  |
| 消耗品費 | 　事業を実施するために必要な各種事務用品、試食用資材(紙皿、楊枝、調味料等)・包装資材等の消耗資材･用具、事業に用いるコメ・コメ加工品の原材料費、車両燃料等の購入に必要な経費とする。 | * 消耗品は物品受払簿で管理すること。
* 使用可能期間が１年未満と見込まれるものに限る。なお、１年以上と見込まれるものは備品費とする。
 |
| 委託費 | 　本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費とする。 | * 事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。
* 民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
* ただし、事業そのもの又は事業の実施に当たっての基本的な方針・戦略の決定に係る業務の委託は認めない。
 |
| 輸送費 | 　海外の展示会等で使用する原材料、販売促進用具、資料等の輸送に必要な経費とする。 |  |
| 機器・備品費 | 　事業を実施するために直接必要な機器、備品の経費とする。（本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンター、デジタルカメラ等）を除く） | * １年以上継続して使用し、かつリース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。
* 取得単価が50万円以上の備品については、見積書（原則３社以上、該当する備品を１社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
* 耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該機器・備品を管理する体制が整っていること。
* 当該機器・備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を締結すること。
* コメの加工・調製等を行う機器については、耐用年数が経過するまでは、加工・調製等を行うコメの年ごとの全数量のうち50 パーセント以上が日本産米であること。
 |
| 借上げ費 | 　事業を実施するために直接必要な物件、機器、備品の借上げ経費とする。（本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等）を除く） | * １年以上継続して使用するものに限る。
* リースを行う場合にあっては、リース料助成金の額は、次の算式①により算出するものとする。ただし、借り上げる機器等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては、算式②によるものとする。

算式①：助成金の額＝リース価格（税抜き）×1/2 以内 算式②：助成金の額＝リース価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×1/2 以内* リース期間中にやむを得ずリース契約を解約することになった場合は、未経過期間に係る助成金の全部又は一部を国に返還するものとする。
* コメの加工・調製等を行う機器については、耐用年数が経過するまでは、加工・調製等を行うコメの年ごとの全数量のうち50 パーセント以上が日本産米であること。
 |
| その他経費 | 　GLOBALG.A.P.や輸出先国・地域の各種基準の取得に係る経費、文献・資料等購入費、通信費（郵送費等）、送金手数料等の雑費など他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要なものとする。 |  |

別表３

輸出拡大計画に係る審査基準

輸出拡大計画に係る審査項目（採点基準）及びポイントは以下のとおりとする。

第８の８の（５）に規定する補助金の支払通知の実施にあたっては、全米輸は、これに基づき輸出拡大計画ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から優先順位を決め、農林水産省と協議の上、支払いの対象となる事業を決定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査事項 | ポイント |
| 取組及び波及効果 | ①　現地のマーケットを踏まえた日本産コメ・コメ加工品のニーズを把握しているか。ア　的確に把握している。イ　概ね把握している。ウ　把握していない。 | ４２不採択 |
| ②　現地ニーズを踏まえた輸出促進方策となっているか。ア　大いに期待できる。イ　概ね期待できる。ウ　期待できない。 | ５２不採択 |
| オールジャパンの取組 | ①　当該事業者又は連携する産地はこれまでにコメ・コメ加工品の輸出拡大のためのオールジャパンでのプロモーション等に積極的に協力しているか。　ア　該当する。　イ　該当しない。 | ５０ |
| ②　当該事業者又は連携する産地は全米輸の会員となっているか。ア　正会員イ　賛助会員ウ　会員ではない | ５３０ |

（注）上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合、不採択とする。